

横浜市立大学附属2病院監査委員会規程

制 定 平成 29 年 3 月 1 日 規程第 3 号

最近改正 令和 6 年 3 月 22 日 規程第 21 号

(設置)

第1条 公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）に、横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「附属2病院」という。）における医療に係る安全管理の状況について中立かつ客観的な立場から監査するため、横浜市立大学附属2病院監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は次の各号の掲げる任務を行う。

- (1) 附属2病院における医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況に対する監査
- (2) 監査結果の附属2病院の病院長への報告及び公表
- (3) 医療事故事案が、速やかに公表すべき医療事故であるか否かについての病院の判断に対する監査

2 委員会は、監査の実施に際して、附属2病院の病院長に業務状況の報告を求めらるものとする。

3 委員会は、監査の実施に際して、必要に応じて自ら確認を実施するものとする。

4 委員会は、監査結果に基づき、必要に応じて本学の理事長又は附属2病院の病院長に是正措置を講じるよう意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって3名以上で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、次条第1項第2号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に理事長が委嘱する。

- (1) 医学系本学教員 若干名
- (2) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 若干名
- (3) 医療に係る法律に関する識見を有する者 若干名
- (4) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 若干名
- (5) その他理事長が必要と認めた者

2 委員総数の半数を超える者を、本学と利害関係を有しない者とする。

(1) 利害関係のない者とは以下の条件を満たす者を基本とする。

ア 過去十年以内に本学と雇用関係がないこと。

イ 委員に属する年度を含む過去三年間度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等（監査委員会に係る費用を除く。）を本学から受領していないこと。

(2) 第5条2項に規定する利害関係を有しない者には、次に掲げる者を含むものとする。

ア 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者。

イ 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（(1)に掲げる者を除く。）

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員又は委員であった者は、第3条に規定する任務の実施により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

5 理事長は、監査委員会の委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出するとともに公表する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項に掲げる委員のうち、学外者によるものは、本学と利害関係を有した場合は、解任されるものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（定足数及び議決方法）

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

（開催）

第8条 委員会は、年2回以上開催する。

2 委員長は、特に必要と認める場合は、委員会を招集することができる。

（公表）

第9条 2病院の病院長は、委員会による監査の結果について、速やかに公表する。

（事務）

第10条 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、医学・病院統括部総務課及び附属市民総合医療センター管理部総務課において処理する。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成29年規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年3月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 21 号）

この規程は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。